

社会福祉法人 与謝野町社会福祉協議会

役員及び評議員・各委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条及び第10条に基づく役員及び評議員並びに定款第33条に規定する委員会の委員に対する報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 評議員
- (6) 委員会の委員

(報酬・費用弁償の額)

第3条 前条第1号、第2号の報酬は別表1、同条第3号から第6号に掲げる費用弁償は別表2のとおりとする。

(支給日)

第4条 第2条第1号、第2号の報酬は毎月末に支給する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

別 表 1 (第3条関係)

職 名	報酬月額
会 長	50,000円
副 会 長	15,000円

別 表 2 (第3条関係)

職 名	費用弁償額 (会議1回につき)	摘 要
理 事	2,000円	ただし、監事の監査会への出席にかかる費用弁償額は、1回につき5,000円とする。
監 事	2,000円	
評 議 員	2,000円	
委員会の委員	2,000円	